

議案第 38 号

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例

山陽小野田市手数料徴収条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 90 号）の一部を次のように改正する。

別表第 16 及び別表第 18 中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

山陽小野田市手数料徴収条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表第16（第2条関係） 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）に関する事務				別表第16（第2条関係） 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）に関する事務			
	名称	事務	金額		名称	事務	金額
1	(略)	(略)	(略)	1	(略)	(略)	(略)
		備考 1～7 (略) 8 オに係る申請書に、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> （平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表及び別表第18において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 (1) 300平方メートル未満のもの 105,000円 (2) 300平方メートル以上のもの 134,000円				備考 1～7 (略) 8 オに係る申請書に、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表及び別表第18において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 (1) 300平方メートル未満のもの 105,000円 (2) 300平方メートル以上のもの 134,000円	

		9～13 (略)	
2	(略)	(略)	(略)
		備考	
		1～13 (略)	

別表第18 (第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (以下この表において「法」という。)に関する事務
(略)

		9～13 (略)	
2	(略)	(略)	(略)
		備考	
		1～13 (略)	

別表第18 (第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (以下この表において「法」という。)に関する事務
(略)